

第4章 計画の推進にあたって

第1 推進にあたって留意すべき事項

1 「協働」による推進

この計画を実効あるものとするためには、本市の関係局室区はもちろんのこと、学校園、家庭、地域団体、NPO、企業などが、「“ええとこ”のばそ」の考え方を共有し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、互いに連携し協力していかなければなりません。

本市においては、教育の振興を所管する教育委員会が、子どもの健全育成を所管するこども青少年局、市民文化及びスポーツを所管するゆとりとみどり振興局などと連携しながら、教育施策とそれに関連する他の施策が互いに補完し合い、相乗効果が発揮できるよう、効率的・効果的に教育行政を推進していきます。

学校園では、「なにわっ子」の育成をめざし、子どもたちが、自立して社会で生きていく基礎である「生きる力」を身に付けるとともに、学校生活を営む上で必要な規律を重んじ、自ら進んで学習に取り組む意欲を持てるよう、学校教育の質を高めながら組織的に教育実践を進めていきます。

そして、家庭においては、全ての教育の出発点として、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立心を持ち、心身の調和のとれた発達を実現するよう努めることが期待されています。

また、本市では、「協働」による市民の力を地域の力とし、政策推進の原動力として施策・事業に取り組むことをめざしており、市民、地域団体、NPO、企業などにおいては、公共サービス供給の担い手として参画することが望まれています。

学校園・家庭・市民・地域団体・NPO・企業・行政などがそれぞれの教育力を発揮しながら、社会総がかりで「協働」していけるよう、本市としては、学習の機会や情報の提供など支援のための取組を推進するとともに、多彩な人々や個性ある教育コミュニティがつながりを深めるためのしくみづくりに取り組んでいきます。

2 社会・経済情勢の変化などへの対応

現在、国では、地方主権戦略会議において「地域主権」に資する改革に関する施策が検討されており、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係への転換が行われようとしています。また、教育行政に関しては、義務教育費の一括交付金化や小・中学校の学級編制基準の引き下げ、教員免許制度の見直し、「こども園(仮称)」等の幼保一体化など新たな制度の検討が進められており、政策の大きな変革期を迎えています。

この計画に沿った本市の施策・事業の実施にあたっては、このような国の動向に的確かつ柔軟に対応するとともに、大阪府などの関係機関と連携し、それぞれ相互

に補完しながら着実に推進するように努めていきます。

また、長引く経済不況の影響を受け、本市の財政状況は大変厳しい状況が続くものと見込まれており、本市では、持続可能な行財政基盤の構築に向け、民間委託の推進など施策・事業内容・手法の見直し・再構築や、職員数の削減など組織・体制の見直しに取り組むとともに、未利用地の売却を進めるなど財政収支の改善に努めることとしています。

そのような状況にあって、この計画を着実に推進するため、本市としては、施策・事業の選択と集中の観点に立ち、投入可能な資源に応じて施策・事業のあり方を柔軟に判断しながら、施策や教育実践を効率的・効果的に推進していきます。

第2 進捗管理と計画の見直し

1 進捗管理

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、施策の進捗状況を把握するとともに、その施策による成果を検証することで、計画の見直しや施策の改善・選択にフィードバックすることが大切です。

このような Plan（計画） - Do（実行） - Check（評価） - Act（改善）といったサイクルを確立するため、この計画を実行する中で、第3章で設定した「27年度までの目標」の指標をはじめとする定期的に測定可能な指標をもとに、毎年度、教育行政の点検評価を実施します。その結果を、毎年度の具体的な取組を示す「大阪市教育委員会事務局運営方針」や、学校園の教育実践を進めるよりどころである「学校教育指針」などに反映させることで、実施方法のより一層の工夫・改善や、施策・事業の更なる選択と集中を講じます。

なお、教育行政の点検評価の結果や局運営方針は、市会に報告するとともに、本市のホームページに掲載するなどの方法で広く市民に公表し、この計画の年度ごとの進捗状況や改善内容等を示すこととします。

2 計画の見直し

前項で述べたように、具体的な取組については、毎年度の教育行政の点検評価等を踏まえ、局運営方針の策定などを通じて改善を講ずることとします。

また、この計画の中で、「今後5年間に取り組むべき施策」については、「施策の基本方向」に基づき5年間でめざすべき施策を掲げたものですので、策定から5年後を目途に見直しを行い、次期における施策目標を改めて検討した上で、施策を定める必要があります。

なお、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々変化しています。また、国の政策が大きな変革期を迎え、施策実施の前提条件が抜本的に改められる可能性もあります。このような状況に対応するためには、5年後を待たずして必要に応じ、適時に柔軟に新しい課題への対応を検討し、迅速かつ的確に対応することが求められるところであり、計画の一部を改訂することもありうるものです。